

## 静岡市女性デジタル人材育成業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月1日

静岡市 観光文化・市民局 社会的包摂推進課

### 1 業務の目的

出産や介護等により正規雇用での就労を中断した女性が、デジタルスキルを修得することで、再度正規雇用で就労したり、在宅就業・開業することで、女性の可処分所得の増加につなげることを目的とする。

### 2 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度 観社委第8号静岡市女性デジタル人材育成業務

(2) 業務内容

別紙「静岡市女性デジタル人材育成業務」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日 から 令和9年3月19日

(4) 見積上限額

**10,000,000円** (消費税及び地方消費税 **10%を含む**) を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

### 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行(徴収)日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(令和6年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(5) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。ただし、仕様書の一部業務において再委託することも可能とする。

- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (7) 静岡県内に事業所等を有していること。
- (8) 有料職業紹介事業者として厚生労働省の許可を受けていること。

#### 4 共同事業体での企画提案

本公募において、複数の法人・団体により構成される共同事業体（以下、「共同事業体」という。）による企画提案を可能とします。なお、共同事業体で参加する場合は以下の点に注意してください。

- (1) 代表となる事業者を定め、代表構成員として扱うこと。
- (2) 他の事業者は、当該共同事業体のその他構成員として扱うこと。
- (3) 提案書に、共同事業体について次の項目を明記すること。
  - ① 成立時期・解散時期
  - ② 構成員の所在地及び名称
  - ③ 共同事業体代表者の名称
  - ④ 構成員の出資・業務負担の割合、業務内容
- (4) 提案書に、各構成員の担当項目、業務の責任所在を明記すること。
- (5) 契約候補者に選定された場合、契約の前に、構成員で共同事業体協定書を締結したうえで、その写しを提出すること。
- (6) 同一業務において、単独で本公募に参加した事業者は、他の共同事業体の構成員になることはできない。
- (7) 同一業務において、複数の共同事業体で、同時に構成員になることはできない。
- (8) 共同事業体を構成するすべての団体が、「3 参加資格」の（1）から（7）までの条件を満たすこと。
- (9) 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。
- (10) 再委託先は構成員に含めない。

#### 5 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期間	令和8年4月2日（木）から 4月13日（月）正午まで	質問書【様式5】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
質問に対する回答	4月17日（金）午後5時まで	ホームページで公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	4月24日（金）午後5時まで	ロゴフォームにて提出 ※詳細は「6」記載のとおり
書類審査	4月27日（月）から 4月28日（火）まで	※詳細は「9（1）①」記載のとおり
書類審査結果等通知	4月30日（木）午後5時まで	※詳細は「9（1）②」記載

		のとおり
ヒアリング審査	5月7日(木) 午前9時から正午まで	※詳細は「9(2)」記載の とおり
最終審査結果の通知	5月11日(月)以降	ヒアリング審査の参加者全 てに通知します。
契約候補者とならない者 が説明を求めたときの説 明要求期限	5月20日(水)正午まで	
説明要求に対する回答	5月25日(月)午後5時まで	

※最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行います。

## 6 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLより提出することとし、電話及びファックスでの提出は受け付けません。

<URL><https://logofom.jp/form/79j2/1497006>

### (1) 受付期間

**令和8年4月2日(木) から4月13日(月) 正午まで**

### (2) 回答方法

回答を作成し、**令和8年4月17日(金) 午後5時まで**に、ホームページに掲載します。

## 7 提出書類等

### (1) 提出書類 ※<共同事業体での提出時の注意事項>

- ①参加申請書【様式1】 <共同事業体名で提出>
- ②会社概要書【様式2】 <すべての構成員分>
- ③類似事業実績報告書【様式3】 <代表構成員は必須、その他は担当項目における実績がある場合>
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】 <すべての構成員分>
- ⑤履歴事項全部証明書 <すべての構成員分> ※コピー可
- ⑥貸借対照表、損益計算書(直近3年分) <すべての構成員分>
- ⑦納税証明書(直近3ヶ月以内のもの) <すべての構成員分>
  - ・国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
  - ・市税:静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑧企画提案書【様式は任意】 ※詳細は「8」記載のとおり <共同事業体として1部提出>
- ⑨参考見積書(様式任意) <共同事業体として1部提出>
  - ・事業実施にかかる経費の詳細が分かる内容とすること。
  - ・業務概要の項目ごとに経費内訳を示し、可能な限り単価を記載すること。  
※経費内訳及び単価の記載が十分でない場合、再提出を指示する可能性があります。
  - ・見積上限額は **10,000,000円(税込)** を超えないこと

### (2) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

上記(1)①～⑧の提出書類については、以下 URL より提出してください。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1497179>

8 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要なと考える取組や手法等を具体的に記載してください。

なお、記載に当たっては、「静岡市女性デジタル人材育成業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載してください。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4（横）または16:9、データ形式は.pdfまたは.pptx とすること。
- ② 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で読み込めるよう簡潔な内容とすること。
- ③ 企画提案書のデータサイズは、モニター投影に支障のない範囲で軽量化し、10MB以下とすること。
- ④ 企画提案書は、テキスト及び画像で構成すること。なお、ヒアリング審査において、企画提案書の内容を補完するために動画や操作デモを使用することを認めるが、資料提出段階においては、該当ページはテキスト及び画面キャプチャ等で示し、主旨が分かるようにすること。

(3) その他留意事項

- ① 参考見積書記載の金額の増額は不可能であることを了承の上、提案すること。
- ② 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ③ 企画提案書の提出は、**1社につき1提案**とすること。
- ④ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

9 審査及び審査項目について

(1) 書類審査について

① プロポーザル参加者が**4者以上の場合**は**書類審査を実施**し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施します。なお、プロポーザル参加者が**3者以下**の場合は書類審査を省略し、**ヒアリング審査のみ実施**します。

② 書類審査の実施結果等については、**令和8年4月30日（木）午後5時まで**に通知します。

(2) ヒアリング審査について

①開催日

**令和8年5月7日（木）午前9時から正午まで**（詳細な時間は、別途通知する。）

②開催場所

静岡市役所 新館（静岡市葵区追手町5番1号）（詳細な場所は、別途通知する。）

### ③審査方法等

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。

(ア) 準備：5分

(イ) 説明：15分

(ウ) 質疑応答：10分

イ プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。

ウ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。また、企画提案書の内容を補完するために、動画や操作デモを利用することを認める。

エ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。

オ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。

カ モニター（HDMI 端子）は事務局が用意する。プレゼンテーション参加者が接続可能な Wi-Fi はないため、インターネット接続が必要な場合は、参加者自身で用意すること。

### ④評価者

本市が設置する女性デジタル人材育成業務プロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

### ⑤企画提案の評価

ア 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、得点が最も高い者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

イ 同点により該当者が複数存在した場合は、最も多くの審査員から第1位（合計点が最も高い者）に評価された者を候補者とします。

ウ 第1位の評価を受けた者が同数であった場合、該当者の中から委員の多数決により候補者を選定します。

### ⑥要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

ア 審査員の1名でも50点を下回る評価をした場合

イ 審査員の評価点の合計が満点の7割を下回った場合（最低基準点）

## 10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

## 11 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、

契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。

（１）受付時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで（休日及び正午から午後 1 時 00 分を除く。）

（２）説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 3 日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面等で行います。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

12 その他

- （１）提出書類等は返却しません。
- （２）提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- （３）提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。ただし、本市から指示があった場合を除きます。
- （４）提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- （５）提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- （６）提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 4 号）第 7 条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

13 事務局（問合せ先）

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町 5 番 1 号（静岡市役所 静岡庁舎 新館 15 階）

静岡市 観光文化・市民局 社会的包摂推進課 担当者：奥村 未来

電話：054-221-1349

メール：[sankaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:sankaku@city.shizuoka.lg.jp)

静岡市女性デジタル人材育成業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
実施体制	① 運営体制	事業実施にあたり、実施体制、実施スケジュールが整っており、本業務を効果的に実施できる体制か。	5点	×1	5点
	② 業務実施の確実性	過去に類似事業で良好な実績をあげており、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5点	×1	5点
事業内容	③ デジタル人材育成の講座内容	静岡市内のIT人材ニーズや最新動向も踏まえ、女性や企業からのニーズが高く、在宅就労など柔軟な働き方を前提とした就労につながるスキルの提案となっているか。	5点	×3	15点
	④ デジタルスキル習得講座の実施方法	講座の実施にあたり、離脱を防ぐため参加者に寄り添った伴走支援体制が提案されているか。	5点	×3	15点
	⑤ キャリア相談	参加者の就業等に対する不安を解消できる適切なタイミングや頻度で相談できる体制になっているか。	5点	×3	15点
	⑥ 就職支援	習得したスキルを活かして、参加者の希望する形での就労を叶えるための具体的な方法が提案されているか。	5点	×3	15点
	⑦ 周知・広報	本事業を効率的・効果的に周知し、参加を見込める具体的な集客方法が提案されているか。	5点	×2	10点
	⑧ 効果検証	本事業の目的を理解し、事業の効果を検証するための具体的な方法が提案されているか。	5点	×2	10点
	その他	⑨ 全体コスト	適正な額となっているか。	5点	×1
⑩ 自由提案		本事業をより効果的なものにするために、独自の提案内容となっているか。	5点	×1	5点
合計					100点